政　令

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第百七号

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十条第一項及び第十五条の二第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令（昭和四十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令

本則に次の一条を加える。

（子女教育手当に係る自己負担額）

第三条　法第十五条の二第二項に規定する政令で定める額は、一万八千円とする。

別表第一を次のように改める。

別表第一　在勤基本手当の月額（第一条関係）

一　大使館

地域	所在国	号		別									
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
アジア	インド	680,000	620,000	582,700	562,100	541,600	480,000	418,400	377,400	336,300	315,800	295,200	274,700
	インドネシア	640,000	540,000	507,300	487,900	468,500	410,200	351,900	313,100	274,200	254,800	235,400	216,000
	カンボジア	600,000	580,000	547,800	528,600	509,500	452,100	394,700	356,400	318,200	299,000	279,900	260,800
	シンガポール	610,000	540,000	508,500	488,200	467,800	406,800	345,800	305,100	264,400	244,100	223,700	203,400
	スリランカ	570,000	550,000	517,600	498,600	479,700	422,800	365,900	328,000	290,100	271,100	252,200	233,200
	タイ	540,000	450,000	425,300	408,200	391,200	340,200	289,200	255,200	221,100	204,100	187,100	170,100
	大韓民国	630,000	530,000	495,800	475,900	456,100	396,600	337,100	297,500	257,800	238,000	218,100	198,300
	中華人民共和国	750,000	600,000	555,800	533,500	511,300	444,600	377,900	333,500	289,000	266,800	244,500	222,300
	ネパール	710,000	690,000	652,200	631,300	610,500	547,900	485,400	443,700	402,000	381,100	360,300	339,400
	パキスタン	790,000	730,000	692,300	672,000	651,700	590,900	530,100	489,500	448,900	428,700	408,400	388,100
	バングラデシュ	700,000	680,000	647,800	627,100	606,400	544,400	482,400	441,000	399,700	379,000	358,300	337,700
	東ティモール	780,000	760,000	721,100	698,800	676,600	609,900	543,200	498,800	454,300	432,100	409,800	387,600
	フィリピン	560,000	470,000	442,700	425,900	409,000	358,500	308,000	274,300	240,600	223,800	206,900	190,100
	ブータン	630,000	610,000	578,500	558,200	537,800	476,700	415,600	374,900	334,100	313,800	293,400	273,100
	ブルネイ	540,000	520,000	482,400	463,100	443,800	385,900	328,000	289,400	250,800	231,500	212,200	193,000
	ベトナム	580,000	520,000	488,200	469,500	450,900	394,900	338,900	301,600	264,300	245,600	227,000	208,300
	マレーシア	490,000	440,000	413,000	396,500	380,000	330,400	280,800	247,800	214,800	198,200	181,700	165,200